

事務所だより

第48号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

助成金を活用しよう！

第11回

助成金の統廃合

平成二十五年度に入り、統廃合された助成金の中の雇用維持に関する助成金について紹介します。

予算成立後に開始

厚生労働省は、平成二十五年度から事業主に対する雇用関係の各種助成金制度を変更しています。（実際には、国会での予算成立後にスタートします。）

今回の変更により、既存の助成金で類似していたものを統廃合して、分かりやすく、活用しやすい制度体系になる予定です。

“中安金”が統合

平成二十五年度四月一日から『中小企業緊急雇用安定助成金』『雇用調整助成金』に統合されました。

さらに、平成二十五年六月一日から支給要件に雇用指標が加わり、現在受給中の事業主も手続き時の提出書類として次の内容が増えますので、ご注意ください。

① 雇用指標の確認

最近三か月の「雇用保険被保険者数と受け入れている派

遣労働者数の合計」の平均値が、前年同期と比べ、大企業は五%を超えてかつ六人以上、中小企業は一〇%を超えてかつ四人以上増加していないこと。

（新しい提出書類が必要になります。）

② 残業相殺の実施

休業等（休業や教育訓練）を行った判定基礎期間内に、その対象者が時間外労働（所定外・法定外労働）をしていた場合、時間外労働時間相当分を助成額から差し引きします。（新しい提出書類が必要になります。）

③ 短時間休業実施の際の留意点

特定の労働者のみに短時間休業をさせる特例短時間休業（※1）について、次の場合は助成対象になりません。

- ・ 始業時刻から、または終業時刻まで連続して行われる休業ではない場合

〈例〉就業時間八：三〇～一七：三〇の事業所で、一三：〇〇～一四：〇〇の短時間休業とする場合

- ・ 短時間休業実施日に、対象者に対して休業時間以外の時間に有給休暇を付与する場合

・ 出張中の労働者に短時間休業をさせる場合
全てに受講レポート

平成二十四年九月までは、事業所内訓練のみ、各受講者の受講を証明する書類（※2）として受講レポートなど受講者本人が作成した書類を提出していました。

平成二十四年一〇月以降に判定基礎期間の初日がある支給申請からは、事業所外訓練を行った場合も、受講者本人が作成した書類の提出が必要となっています。

この場合の書類は、訓練を受けた日付が分かるもので、本人が直筆で書いている、直筆のサインや押印があるなど、受講者本人が記入・作成したことが確認できるものでなければなりません。

（※1）休業時間は三〇分を単位とし、三〇分に満たない場合は切り捨てます。

（※2）各受講者が訓練日ごとに記入したアンケートや作成した受講レポートなど、任意の様式で受講者本人が作成した書類

「ねんきん」
無料相談受付中

万が一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。

★ 年金事務所や年金相談センターに
★ 行く時間が無い方
★ 遠くへ行けない方
ぜひご利用下さい

二十四時間受付（※）
しています

※受付のみとさせていただきます。
回答は、受付日の翌々営業日となります。

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。
お客様の個人情報、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075 (571)8611

長時間労働と健康への影響

年齢が理由？

自分自身の疲労回復に必要な睡眠時間や休養時間を考えたことがありますか。

睡眠時間や休養時間は、体質や年代、日中の活動量等によってそれぞれ必要な長さが異なり、個人差があります。

しかし、長時間の労働によって体を休める時間が短い状態が長期間続くと、気づかないうちに心身への負担がかかります。

長時間労働では？

一週間の労働時間は、労働基準法で原則週四〇時間（例外事業は週四十四時間）と定められています。

そこで、毎日二時間の時間外勤務を行なうと、労働時間は週五〇時間になります。その上、週二回の休日のうち一回休日出勤すれば、労働時間は週六〇時間近くになります。

この週六〇時間近くの労働

時間を相当長い労働時間と考えますか。それとも、厚生労働省の過労防止対策からは、まだ二〇時間もあると考えますか。

四つの区分

長時間労働は、単に労働の時間を長くするだけではありません。睡眠時間や休養時間、家庭生活・余暇時間が短くなるため、心身の疲労を分散させる時間が短くなり、疲労を蓄積させていきます。

例えば、長時間労働に至る原因として、担当する業務量が多い、質の高い仕事結果を求める、などがあります。

そのため、精神的な負担や仕事密度の増加によって、疲労の蓄積が加速していくのです。

長時間労働に関連した健康障害は、図のように四つの項目に分類することができます。

(四)

1) 脳・心臓疾患

- 重症化すれば過労死に発展

2) 精神障害・自殺

- 心の健康を損なうことでメンタル不調を発症

3) その他の過労性の健康障害

- 胃十二指腸潰瘍、腰痛など内臓等に発症

4) 事故・ケガ

- 睡眠不足や疲れから二次災害を招く

サインを見逃さない

長時間労働をしている人は、健康問題が重症化する前に、何度も昼間の眠気や疲労を経験していると考えられています。しかし、仕事中に居眠りはできません。毎日、睡眠時間や休養時間が十分でなければ、毎昼間の眠気に襲われます。睡眠時間や休養時間が短いと、健康に悪いだけでなく、作業効率が下がります。

短時間睡眠が幾晩も続くと、作業効率の低下につながります。さらに、事故やケガが起こりやすくなります。

なお、週末に睡眠時間を長くしても、疲労を完全に回復できず、毎晩しっかりと睡眠をとるのが肝心、このデーターもあります。

眠気はひとつの「疲労のサイン」です。サインを見逃さないことが、労使共に健康な労働力を確保する対策ではないでしょうか。



五月の労務手続
「提出先・納付先」

五日～十一日

○児童福祉週間

「厚生労働省・地方自治体」

一〇日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」

三十一日

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」

編集後記

先月号で事務所移転についてお伝えしましたが、貸主側の諸事情により再度移転いたしました。四月十八日に移転し、現在の所在地で業務を行なっています。

前回の移転から今回の再移転までわずか一か月余り。重要書類の移動に神経を使い、クタクタです。このような経験はしないほうがいいですね。

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>

(ぎん)